

(2) 競技規則変更

新

第1条 競技会の運営 (SW 1)

4 自動計時審判装置以下「全自動装置という」)を使用できない競技会においては、計時主任と1レーン1名の計時員と1名の補助計時員を置かなければならない。(SW1.2.2)

※FINA Rule変更による1レーンの計時員の人数変更

旧4を削除したことによる番号変更、文言変更

旧

5 全自動装置を使用できない競技会においては、計時主任と1レーン3名の計時員と2名の予備計時員を置かなければならない。(SW1.2.2)

新

5 全自動装置、またはデジタルストップウォッチ(以下「ストップウォッチ」という)を使用できない競技会においては、着順審判主任と着順審判員を置くことができる。(SW 1.2.3)

※半自動装置の削除

※1レーンの計時員の人数変更
による文言変更

※番号変更

旧

6 全自動装置、自動計時装置(以下「半自動装置」という)または1レーン3台のデジタルストップウォッチ(以下「ストップウォッチ」という)を使用できない競技会においては、着順審判主任と着順審判員を置くことができる。(SW 1.2.3)

新

機械審判 (SW 2.2)

(1) **ビデオ計時装置**の精査を含む全自動装置の監督を行う。

(SW 2.2.1)

※FINA Ruleの文言変更

(4) 引き継ぎ違反の確認のため、**ビデオ計時装置**を審査する。

(SW 2.2.4)

※FINA Ruleの文言変更

旧

(1) バックアップカメラの判定を含む全自動装置の監督を行う。

(SW 2.2.1)

(4) 引き継ぎ違反の確認のため、バックアップに使用したビデオを審査する。(SW 2.2.4)

新

折返監察主任(SW2.5)

FINA Rule 変更による削除

6 折返監察員 (SW 2.6)

(1) 各レーンのスタート側と折り返し側にそれぞれ1名ずつ位置し、泳者が、スタート後、折り返しの間、ゴールの際に規則に従っているかを確認する。

※FINA Rule 文言変更

旧

(2) どのような違反でも、折返監察員から報告を受けたら、直ちに審判長に報告する。

(1) 各レーンのスタート側と折り返し側にそれぞれ1名ずつ位置する。

新

(2) スタート側の折返監察員は、自由形、背泳ぎ、バタフライでは選手がスタートしてから最初の一かきの終了まで、平泳ぎは二かき目の終了まで監察する。

(SW 2.6.2)

※FINA Rule 文言変更および
記載箇所変更

旧

(2) 泳者が折り返しの際、壁へのタッチ前の最後の一かきの始まりから、折り返し後の最初の一かきの終了まで、競技規則に従っているかを監察する。

また、スタート側に位置する監察員は、泳者がスタートから最初の一かきの終了まで競技規則に従っているかを監察する。ゴールに際しては、タッチが競技規則に従っているかを監察する。(SW 2.6.2)

新

(4) ゴールタッチの際、ゴールタッチの前の最後の一かきの開始から、ゴールタッチまで監察する。(SW 2.6.4)

※FINA Rule文言変更および記載箇所変更

(5) バックストロークレッジを使用する場合は、設置、取り外しは折返監察員が行う。

(SW 2.6.5)

※(旧第6条2(SW 6.2)からの移動)

旧

(4) 800mおよび1500mの個人競技においては、スタート側の最終折り返し5m前に泳者が達したときから折り返し後5mに達するまで、注意を喚起する合図を送る。この合図は、振鈴によって行う。(SW 2.6.4)

新

(6) 800mおよび1500mの個人競技においては、スタート側または折返し側の折返監察員は、その担当レーンの泳者が完了した折り返し回数を記録する。泳者には、「ラップカード」を見せ、残りの折り返し回数を知らせる。ラップカウンターを使用してもよい。
(SW 2.6.6)

※FINA Rule文言及び記載箇所変更

旧

新

(7) 800mおよび1500mの個人競技においては、スタート側の最終折り返し5m前に泳者が達したときから、折り返し後5mに達するまで、注意を喚起する合図を送る。この合図は振鈴によって行う。
(SW 2.6.7)

(8) リレー競技において、引き継ぎが競技規則に従っているかを監察する。リレー引き継ぎ判定装置を使用する場合は、第13条(SW 13.1)に従う。(SW 2.6.8)

※FINA Rule記載箇所変更による番号変更

旧

新

(9) 泳者の違反を監察した場合は、審判用紙に種目・レーン・違反等の内容を記入し、署名の上、**審判長**に提出する。(SW 2.6.9)

※FINA Rule変更、ならびに
記載箇所変更による 旧(6)
からの移動

旧

(6) 泳者の違反を監察した場合は、審判長に報告できるように、審判用紙に種目・レーン・違反等の内容を記入し、署名の上、折返監察主任に提出する。
(SW 2.6.6)

新

旧

9 計時員

(4) **ビデオ計時装置**が使用されていないときは、全自動装置が使用されていても、必要な数の計時員を配置する。(SW 2.9.4)

※文言変更

第3条 競技の組み合わせ

12 予選、B決勝・準決勝、決勝では、競技者は**指定された時間に第1招集に行き、チェック後、最終招集に進む**。(SW 3.2.5)

※競技会運営上、第1招集に行く時間について柔軟に対応する

(4) 水中バックアップシステムが使用されていないときは、全自動装置が使用されていても、必要な数の計時員を配置する。(SW 2.9.4)

12 予選、B決勝・準決勝、決勝では、競技者は第1招集に遅くとも競技開始の20分前に行き、チェックを受ける。(SW 3.2.5)

新

第4条 出発 (SW4.1)

(2) 出発合図員の号令 (take your marks)によって、競技者はスタート台前方に少なくとも一方の足の指を掛け、速やかにスタートの姿勢をとる。その際、両手の位置に関する制限はない。

※take your marksの挿入

旧

(2) 出発合図員の号令によって、競技者はスタート台前方に少なくとも一方の足の指を掛け、速やかにスタートの姿勢をとる。その際、両手の位置に関する制限はない。

新

第6条 背泳ぎ

1 出発合図がなされる前、競技者はスタート台に向き、両手でスターティンググリップを持っていないなければならない。排水溝に足を掛けたり、排水溝の縁に足の指を掛けてはならない(プールの縁、タッチ板の上端についても同様とする)。バックストロークレッジを使用する場合は、**両足のつま先**はタッチ板に接していなければならない。(SW 6.1)

旧

第6条 背泳ぎ

1 出発合図がなされる前、競技者はスタート台に向き、両手でスターティンググリップを持っていないなければならない。排水溝に足を掛けたり、排水溝の縁に足の指を掛けてはならない(プールの縁、タッチ板の上端についても同様とする)。バックストロークレッジを使用する場合は、つま先はタッチ板に接していなければならない。(SW 6.1)

新	旧
※SW 2.6.5(第2条6(5))へ移動	2 バックストロークレッジを使用する場合は、設置、取り外しは折返監察員が行う。(SW 6.2)

新

旧

第7条 平泳ぎ

1 スタート後、折り返し後の一かき目は完全に脚のところまで持っていくことができる。その間泳者は水没状態であってもよい。スタート後、折り返し後に、最初の平泳ぎの蹴りの前にバタフライキックが1回許される。二かき目の両腕が最も幅の広い部分で、かつ両手が内側に向かう前までに、頭の一部が水面上に出ているなければならない。(SW 7.1)

※FINA Rule記載箇所変更により、SW7.4(第7条4)の一部(下線部)を移動

1 スタートおよび折り返し後の一かき目は完全に脚のところまで持っていくことができる。その間泳者は水没状態であってもよい。スタート後、折り返し後に、最初の平泳ぎの蹴りの前にバタフライキックが1回許される。(SW 7.1)

新

4 泳ぎの各サイクルの間に頭が水面上に出なければならない。~~二かき目の両腕が最も幅の広い部分で、かつ両手が内側に向かう前までに、頭の一部が水面上に出ていなければならない。~~両脚の動作は、同時に、左右対称でなければならない。交互に動かしてはならない。(SW 7.4)

※FINA Rule記載箇所変更により、取り消し選の箇所をSW7.1(第7条4)へ移動

旧

4 泳ぎの各サイクルの間に頭が水面上に出なければならない。二かき目の両腕が最も幅の広い部分で、かつ両手が内側に向かう前までに、頭の一部が水面上に出ていなければならない。両脚の動作は、同時に、左右対称でなければならない。交互に動かしてはならない。(SW 7.4)

新

旧

第8条 バタフライ

1 スタートおよび折り返し後、最初の腕のかき始めから体はうつぶせでなければならない。折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよいが、足が壁から離れたときには、うつぶせ状態でなければならない。

(SW 8.1)

FINA Rule 文言変更により「水中でのサイドキック…」の削除

1 スタートおよび折り返し後、最初の腕のかき始めから体はうつぶせでなければならない。水中でのサイドキックは許される。折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよい。ただし、足が壁から離れたときには、うつぶせ状態でなければならない。

(SW 8.1)

新

旧

第9条 メドレー競技

2 自由形では、折り返しの間を除いて、うつぶせでなければならない。手のかきや蹴りを始める前に、体はうつぶせにならない。 (SW 9.2)

※FINA Ruleで追加

新

3 メドレーリレーでは、各競技者は次の順序によって泳がなければならない。

(1) 背泳ぎ (2) 平泳ぎ (3) バタフライ (4) 自由形

それぞれの種目を定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。 (SW 9.3)

※FINA Ruleでの文言追加
(下線部) 番号変更

旧

2 メドレーリレーでは、各競技者は次の順序によって泳がなければならない。

(1) 背泳ぎ (2) 平泳ぎ (3) バタフライ (4) 自由形 (SW9.2)

新

第11条 計時

1 全自動装置は、**担当競技役員**の監督下であり、全自動装置によって計測された時間は順位、ならびに各レーンの時間を決定するのに用いられる。全自動装置によって計測された時間は、計時員が計測した時間よりも優先される。全自動装置に故障や明らかに不具合が認められた場合、競技者が装置を作動させなかった場合は、**ビデオ計時装置**または計時員の計測した時間が正式時間となる。(SW 11.1)

※英文見直しによる追加、video timingに対する日本語統一

旧

1 全自動装置は機械審判の監督下であり、全自動装置によって計測された時間は順位、ならびに各レーンの時間を決定するのに用いられる。全自動装置によって計測された時間は、計時員が計測した時間よりも優先される。全自動装置に故障や明らかに不具合が認められた場合、競技者が装置を作動させなかった場合は、ビデオカメラによるバックアップ装置または計時員の計測した時間が正式時間となる。(SW 11.1)

新

2 全自動装置が使用されている場合は、結果は1/100秒までを記録する。1/100秒までが同記録の場合は同着・同順位とする。公式結果や電光表示板の表示は1/100秒まででなくてはならない。(SW 11.2)

※FINA Ruleの変更により、
「1/1000秒の位…」の削除

旧

2 全自動装置が使用されている場合は、結果は1/100秒までを記録する。1/1000秒の位まで計測可能な場合であっても、1/1000秒の位は切り捨てる。1/100秒までが同記録の場合は同着・同順位とする。公式結果や電光表示板の表示は1/100秒まででなくてはならない。(SW 11.2)

新

旧

第12条 記録

リレーの表記

4×50m 4×100m 4×200m

200m 400m 800m

8 世界記録・世界ジュニア記録は全自動装置、または全自動装置に不具合があった際の、半自動装置で計測されたときのみ認められる。(SW 12.8)

※英文に元々あるものの追加

新

11 世界記録、世界ジュニア記録は塩分含有量が1リットルあたり3グラム未満の水でのみ樹立することができる。海水で樹立した世界記録は認められない。
(SW 12.11)

※「淡水」の解釈の変更

旧

9 全ての記録は淡水でのみ樹立することができる。海水で樹立した世界記録は認められない。
(SW 12.10)

新

第13条 全自動装置 (SW 13)

1 全自動装置が用いられている競技会では、順位と時間、リレーの引き継ぎの判定は、計時員・**折返****監察員****より**優先される。

(SW 13.1)

※FINA Rule変更による

旧

1 全自動装置が用いられている競技会では、順位と時間、リレーの引き継ぎの判定は、計時員に優先される。(SW 13.1)

新

第17条 その他

(4) プールのコンディションは、競技会の期間を通じて次の条件を満たしていなければならない。

① プールの水は一定の塩分含有量の基準を満たし、かつ、競技中は静水であること。

※標記をSW12.11に合わせる

(SW 12.11) (FR 2.12)

SW,FRの訂正

旧

(4) プールのコンディションは、競技会の期間を通じて次の条件を満たしていなければならない。

① プールの水は淡水であり、かつ、競技中は静水であること。
(FR2.11、SW2.18)

新

⑤ 15mマーク、50m プールにおいて25m を示すマークは、隣接するフロートと異なる色とすること。

(FR2.6.2、FR2.6.3) ~~フライング~~
~~グローブ~~、背泳ぎ用5mフラッグが設置されていること。

(FR2.9, FR 3.11)

※FR 2.11の記載に従い、フラインググローブの記載を削除。
FR番号の訂正

旧

⑤ 15mマークならびに50mプールにおいて25mを示すマークは、隣接するフロートと異なる色とすること。(FR2.6.2、FR2.6.3) フラインググローブ、背泳ぎ用5mフラッグが設置されていること。(FR2.6.9, FR2.6.10)

(3) プール公認規則変更

新	旧
第2章 公認競泳プール	
第1節 通則	
第 20 条(端壁) ② 水深が深いプールにあっては端壁の水面下 1.20m以上の箇所に奥行0.10m以上 0.15m以下の休息だな又は休息用のくぼみを設けることができる。 柵とくぼみを両方設ける場合は奥行を最大0.3mとする。	第 20 条(端壁) ② 水深が深いプールにあっては端壁の水面下 1.20m以上の箇所に幅 0.10m以上 0.15m以下の休息だな又は休息用のくぼみを設けることができる。

新

③ 端壁にプール水を排水・循環ろ過するための吸込み口を設置する場合は、吸込み防止金具を設けレーンロープの直下に位置するよう配置しなければならない。

旧

③ 端壁に給排水口を設置するときは、レーンロープの直下に位置するよう配置しなければならない。

新	旧
<p data-bbox="50 439 625 505">第 22 条(スタート台)</p> <p data-bbox="50 594 952 959">② スタート台の傾斜角(M)は10度以下とし、調整可能なバックプレート¹の設置が望ましい。また、バックストロークレッジ²を使用することができる。</p>	<p data-bbox="977 439 1553 505">第 22 条(スタート台)</p> <p data-bbox="977 594 1879 808">② スタート台の傾斜角(M)は10度以下とし、調整可能なバックプレート¹の設置が望ましい。</p>

新

第 28 条 (レーンロープ)

⑥ 各レーンの両側にレーンロープを設置する。ただし、プール幅が25mで10レーンの場合、0および9レーンは片側でもよいものとする。

旧

第 28 条 (レーンロープ)

⑥ 各レーンの両サイドに1本ずつのレーンロープを取り付ける。

新

第 29 条 (背泳ぎ用標識)

- ④ 旗は、等辺の長さが40cm、上辺の長さが20cmの二等辺三角形とし、20cmの辺をロープに固定し、旗の中心相互の間隔は25cm とする。

旧

第 29 条 (背泳ぎ用標識)

- ② 旗は、等辺の長さが40cm、残りの辺の長さが20cmの二等辺三角形とし、20cmの辺をロープに固定し、旗の中心相互の間隔は25cm とする。

新

第 32 条(照明)

① 室内プールにおける水面上1mの照度は600ルクス以上とする。

旧

第 32 条(照明)

① 室内プールにおける端壁付近の内側の照度は 600ルクス以上とする。

新

第 33 条
(水温調節及び循環ろ過)

プール水温を競技中、常に25℃以上28℃以下に保つような昇温・冷却の設備、清浄な水質を確保するための循環ろ過装置、滅菌装置を必要とする。また、競技中、この循環濾過装置を稼働させる場合、明らかに感じられる流れを作ってはならない。

旧

第 33 条
(水温調節及び循環ろ過)

水温は競技中を通じて常に25℃以上28℃以下に保たれるような設備を必要とする。競技中、流入・流出装置を稼働させる場合、明らかに感じられる流れを作ってはならない。

新	旧
第2節 50m一般プール	
<p data-bbox="50 462 610 525">第38条(主要項目)</p> <p data-bbox="50 615 942 753">① 前節に定める以外の主要項目は次のとおりとする。</p> <p data-bbox="50 768 794 831">4. レーンの数 6レーン以上</p>	<p data-bbox="977 462 1537 525">第38条(主要項目)</p> <p data-bbox="977 615 1870 753">① 前節に定める以外の主要項目は次のとおりとする。</p> <p data-bbox="977 768 1721 831">4. レーンの数 7レーン以上</p>

新	旧
第4節 25m一般プール	
第48条(主要項目) 4. レーンの数 6 レーン以上	第48条(主要項目) 4. レーンの数 5レーン以上

新	旧
第6節 標準プール	
第56条 (標準プールの 今後の対応)	第56条 (標準プールの 材質)

新

2018年4月1日以降に申請の新規プールについては、今後一般プールとして申請願います。従って、現在標準プールとして公認済のプールにあっては、従来どおり標準プールとし取り扱い、加盟団体での記録会についても従来どおり取り扱うものとする。

旧

標準プールの躯体の材質は原則として第19条第3項及び第4項に定めるところによるが、プールの建設主体の判断で別の材質を選定する場合は当該主体の責任においてこれを行うものとする。

新

第 57条 削除

以下標準プール全文削除

旧

第 57条 (標準プールの種類)

標準プールは次の2種類とする。

1. 公称 50mプール: プール長 (L1)

タッチ板をスタート側のみに設置する場合50.01m

タッチ板を両端壁に設置する場合50.02m

2. 公称 25mプール: プール長 (L1)

タッチ板をスタート側のみに設置する場合25.01m

タッチ板を両端壁に設置する場合25.02m